

第6期 第6回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成23年5月19日（木） 午前10時～午後0時15分 本庁舎5階 庁議室
出席者	出席委員 14名 山谷委員、庄司委員、岩崎委員、岩橋委員、金子委員、武川委員 長井委員、松島委員、高橋委員、秋山委員、竹石委員、市川委員 武田委員、五十嵐委員 区側出席 5名 環境部長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長、練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長 傍聴者 なし

- 1 第5回会議 発言要旨について
- 2 新委員の紹介および退任委員について
- 3 議題
 - (1) 平成22年度 練馬区資源・ごみ排出実態調査の結果について
 - (2) 平成19年度・21年度区民アンケート調査および平成22年度区民意識意向調査の結果について
 - (3) ごみ減量と負担の公平について
- 4 その他
 - (1) 第7回会議 西東京市視察について

議 事 内 容

会長

定刻になりましたので、これから第6回練馬区循環型社会推進会議を開会いたします。
まず、出席状況について、事務局からお願いいたします。

清掃リサイクル課長

ただいまの出席状況ですが、委員、14名出席です。

会長

ありがとうございました。

それでは、前回の会議の議事録につきましては既にご送付していますので、ご確認いただいたと思いますが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。

資料の中に委員名簿があると思います。この中で、まず、役職上の委員交代がございます。

練馬区小学校PTA連合協議会の委員が、5月に交代されました。本日は、PTA総会の準備があり欠席されています。

それから、事業者の委員の方が、流通業が非常に忙しいということで、なかなか会議に出ることができないので、退任したいという申し出があったそうです。流通業関係は、なかなか忙しくて、新たにほかの事業者さんをお願いしても出席が難しいところがあるのではないかとということで、これまで19名が定員でしたが、補充をしないで18名でいきたいということで、事務局から提案がありました。ご承認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、事務局も管理職の交代がありましたので、清掃リサイクル課長から紹介をお願いします。

清掃リサイクル課長

この4月に環境部の組織改正等もあり、これまで、清掃管理課、それから資源循環推進課、二つの課で清掃リサイクル関係を行ってきましたが、4月から一つの課に統合して、「清掃リサイクル課」になり、私が4月1日付けで企画部から異動してまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

この練馬区循環型社会推進会議の事務局を務めます管理職が、私以外に2名変わりましたので紹介いたします。

みどり推進課長、練馬清掃事務所長が挨拶。

山谷会長

それでは審議に入りたいと思います

議題(1)平成22年度練馬区資源・ごみ排出実態調査の結果について事務局の方から説明をお願いします。

資料1について清掃リサイクル課長から説明した。

山谷会長

それでは、ただいま説明いただきました排出実態調査の結果につきまして、質問や意見はございますか。

武川委員

今ご説明いただきまして、大変明快で、わかりました。

説明をいただいた中で、分別が正しくないものが混入している割合が増加したものと半減したものがありますが、それについての理由は判明していると考えてますか。

清掃リサイクル課長

これまで、ごみの排出実態調査については、できるだけ同じ地点から毎年集めるようにしてきましたが、昨年度については、一般廃棄物処理基本計画の作成等とあわせて調査をするということで、調査地点の数を増やしました。

そうしたことから、17ページの過去の調査結果との比較でご説明しましたが、「今回の調査では対象集積所を増やしたため、同一集積所における比較ではない」ということが、まず一つ前提としてあります。

それから、一番大きなものが容器包装プラスチックの関係で、特に、汚れたままのものについては基本的には可燃ごみで出してくださいといった分別になっています。

本編の5ページの分類表のところ、例えば容器包装で、「汚れがあるものについては基本的には含まれない」となっていますが、資源化可能物の割合を算定しているの、例えば、皆さんが意識して出される中でも「今日は忙しいから、汚れたままで、可燃物を出してしまおう」というような中で、数字の上下がどうしても出てきているということが一つあると考えています。

あと、容器包装プラスチックを分けてという部分で、かなり区としては周知を行い、徹底されてい

と考えています。しかし、毎年、転入者の割合が人口の約6%あり、毎年その部分が変わらない中で低減していくという数字には、なかなかならないのかなという分析をしています。

委員

本編の3ページの組成分析作業の写真のところ、未利用食品、という形で書いてありますが、それこそ無駄であり、ごみにしたら非常に問題だなと思います。これは、たまたまあるものを全部を写したのか、どれぐらいの比率でこういうものが出ているのか。こういうものが出てこないにはどうすればいいのかということが気になったので、質問しました。

清掃リサイクル課長

本編の8ページの可燃ごみの組成分析結果(詳細)ということで細かな数値が出ています。生ごみ(未利用食品)のところ、住居形態別にA(戸建て中心)、B(戸建て・低層集合住宅)、C(中低層住宅・商業混在)、D(商業・高層住宅)の4つの地域に分け、4.7%、2.3%、3.6%、2.1%で、それぞれを平均すると3.5%ということになります。

会長

戸建ての地域で、割と比率が高いですね。

委員

どれも分別が正しくないものが混入している割合が2けたであり、中には38%という、高い数値もあるわけです。努力をしてきた結果、こういうことになっていることについて、あと、どういう努力が必要なのか聞かせていただきたいと思います。

清掃リサイクル課長

特に38%と高いのは、不燃ごみの中で分別が正しくないものが混入している割合です。概要版の3ページのところで、不燃ごみの中に可燃物が混入している割合が平成21年度調査と比較すると5.7%から13.8%です。倍増以上の数字になっているという部分で、可燃物の中で製品プラスチックは9.1%を占めているところでは、容器包装プラスチックの部分と、その他のプラスチックの分別について私も一生懸命周知しているところですが、そのところが結果として現れてしまったのかなと考えています。

委員

実際に、毎日自分でごみを捨てていて一番難しいのは、容器包装プラスチックであっても汚れているものは可燃ごみにするという、ここの部分で、どの程度が汚れているかという判断を常に強いられているわけで、この概要の2ページで、汚れているものが混ざっているとか、容器包装プラスチックでも可燃ごみにしていないとか、混入云々というお話がありますが、考えてみれば、捨てる人と判断する人が違うわけですから、率が違うのは当然だと思います。

それは仕様がなくても、区の方として、「汚れている」というものを、どの程度のものとお考えなのか、それを一度聞いておきたいと思います。

例えば、レトルトカレーだったら中がべとべととしているから幾ら搾り出しても汚れているのではないかというのは想像がつきます。

そうすると、例えば、揚げ物のパンは汚れているといえば汚れているし、別にどちらでもという感じもするので、この辺のところを常に、データを取っても、数値だけを見ると、いかにもよくなったと言えますが、両方の判断が違っていれば、さして意味がないので、その辺のところをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

事務局

容器包装プラスチックの汚れ具合の判断は、基本的には油がついていて多少光っている状態であっても、それは可能です。

ただし、一番の視点としては食品の残りが付着していないことです。レトルトカレーのべたべたの部分については当然ながら水で洗わなければ落ちないと思いますので、付着しているものが落ちなければ容器包装プラスチックの日に出さないようにお願いしています。

清掃リサイクル課長

例えば、カップ麺などでも、油が多い食品だと、さっとゆすぐだけで油はなかなか取れないこともあります。その程度であれば、「ゆすぐ」という行為で多少きれいにすれば容器包装プラスチックに入れていただいて構いません。

また、外で食べて洗う場所もない場合には、可燃ごみということになります。そのところは確かに難しいとは思いますが。

会長

他の自治体の事例などを見ていますと、排出方法というのが非常に大きな要素だろうと思います。例えば、レジ袋に入れて集積所までは持って行っても、ネットに開けるといふ形のところは、すごくきれいです。93、4%ぐらいの容器包装プラスチックの収率で、いつも日本容器包装リサイクル協会からはAランクの評価の自治体もあります。

この後、ごみの有料化ということも検討になると思いますが、有料化をしているところは大体指定袋を導入します。来月見学に行く西東京市も透明の収集袋に切り替えて、かなりいい形で集まっているということがありますので、排出方法を工夫するというのは非常に重要です。レジ袋は、色が白いですが見えやすいですね。これは非常に大きな問題だろうと思います。

委員

基本的に、調査の範囲が広がり単純比較できない部分がありますが、この容器包装プラスチックの分別が始まって、私は本当に、短期間でここまでよく区民が協力したのと、むしろほめていいのではないかと思います。

今している地道な努力を継続していくことが大事で、容器包装プラスチックの分別が、正しくないものが27%から半減したということは評価をし、その中で、さらなる協力を求めるべきというのが本来あるべき姿であると思います。

容器包装プラスチックを分別したことによって不燃ごみが極端に減ったのはいいのですが、今の表示方法ではわかりにくいので、製品プラスチックが依然として不燃ごみの中に入り込んでいるという現実があります。

来週に環境清掃推進連絡会の総会があって、各町会から代表者が総会に出席してきますので、今後は不燃ごみの分別のことが大きな話題になると思います。

会長

ありがとうございました。それでは排出実態調査についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

次の議題(2)(3)について一括して事務局の方で説明をお願いいたします。

清掃リサイクル課長

お手元の資料1、それから資料2と、あわせて説明させていただきますが、実は、前回3月11日開催の第5回会議の時に、資料4「家庭ごみの有料化の現状について」ということで、説明させていただきました。

練馬区としては、家庭ごみを有料化するかしらないかは、今現在は白紙の状況です。当会議に諮問事項として、「リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方」の検討をお願いしており、審議をしていただくこととなります。また、この度策定しました第3次一般廃棄物処理基本計画の中でも重点的取り組み項目としています。

一般廃棄物処理基本計画の29ページでリサイクル推進計画をあわせた形になっていますが、それぞれの施策の体系で、適正処理の推進という大きな4番目の柱の一つとして、適正処理、費用負担ということで、家庭系ごみの処理については家庭ごみ有料化の検討、練馬区循環型社会推進会議での検討をリサイクル推進計画の中でも盛り込んでいます。

今年度、当会議において、各委員さんからそれぞれ意見をいただければということで、本日は資料を用意いたしました。

資料1、2について清掃リサイクル課長から説明した。

会長

それでは、委員の皆さんからご質問、あるいはご意見をお伺いしたいと思います。

委員

3点あります。

アンケートというのは往々にして数字が一人歩きますが、質問の文章によって回答が大きく変わりますので、これは、「平成19年から20年に比べて有料化に賛成する人が増えた」と読むのは早飲み込みで、もう少しきちんと読まなければいけないと思います。

特に、「やや賛成」とか「全く賛成」という選択肢というのは大変あいまいな部分があるので、そのところも気をつけなければいけないと思います。

2番目は資料2-2、ごみ量の推移です。西東京市の例を先ほどお話になりました。ごみは21%減って、資源が32%増えた。これは要するに、ごみにしないで資源化をきちんとしたという意味で、わかるのですが、全体量が11.5%減っているという、なぜ有料化にするとごみが減るのだろうと。練馬区は、たしか全体で増えていますから、そうすると、西東京市では消費が減ったのかということにもなりかねないのですが、こういうところは、理由がわからないというのが本音のところでは。

3番目は、資料1の9ページ目、(3-1)「家庭ごみの有料化に反対する理由」の2番目、「区民税と手数料の二重取りとなるから」とあります。これは要するに、税で負担すべきものなのか、受益者負担なのかという問題で、常に資源の有料化では問題となる部分ですが、もちろん練馬区民は税金を払っているわけですから、道路の補修などは当然税でやっていただく。それに対して、練馬文化センターのコンサートは当然受益者が負担するという話ですが、では、袋小路になっている区道で、その人たちが使わない道路を受益者負担するかというのは、そういうことは決してしないわけです。当然税でもって舗装をするわけです。

そうすると、単に、意識が高まっているとか、賛成が増えているとか、そういう問題もあるのですが、その前提として、区として受益者負担にすべきなのか、税で負担すべきなのか、それをどう考えるのかというのが、まずあると思います。どちらの方がふさわしいと考えているのか、その前提に立って、「区民も賛成しているのだから受益者負担にさせていただこう」というのはわかるのですが、ただ単に、「アンケートを採り、だんだん増えています」というのだと、アンケートで行政を行うということになりかねませんので、その辺のところは、もう少し区の方針というか、施策をお聞きしたいと思

います。

それから、受益者負担というのは、一言で言うと、簡単に決まってしまうようですが、例えば、運賃は距離によって支払う額が変わる。それに対して、郵便の場合は日本中どこでも同じという、「受益者負担」といってもいろいろありますので、何を基準に決めるのか、袋の大きさなのか、それも含めてご検討いただきたいと思います。

清掃リサイクル課長

まず、平成19年度、21年度の区民アンケート、それから22年度の区民意識意向調査ですが、調査を行った結果について今日は紹介いたしました。確かに質問の仕方、選択肢によって、変わるというところではおっしゃるとおりであり、配慮しなければならないと思っています。

それから、ごみを税で負担すべきなのか、受益者負担等で使用料等を有料化すべきかといった部分ですが、先ほど資料2 - 3のところ、全国の自治体の中で、今、6割が有料化という形で、特に東京都の中でも市部の方は、前回会議の資料4の中で報告いたしました、多くの自治体が有料化を実施しています。

ごみを減らす努力は、循環型社会、これから限られた資源を活かしながら進めていく中で、それぞれ一人ひとりの区民の方にどういう意識を持っていただき、私どもの一般廃棄物処理基本計画の中でも定めている発生量の削減といった部分につなげていくかという一つの方策と考えています。

一つは金額の問題でそれぞれのごみの排出量が、手数料の高い低いによって影響され、それによって、例えば、不法投棄が増えてしまう可能性も出てきます。

また、発生を抑制するという部分では、例えば、レジ袋有料化という議論になりましたが、できるだけ、ごみになるものをもらわないことも有料化の中の一つの項目としては働いてくると思います。そうした部分で検討に値するかと考えています。

ただ、今の集積所方式では、誰が出されたごみか、なかなか判然としづらい状況があります。他の自治体でも戸別収集等とあわせて有料化しているところも多くあります。資料2の中でも施策の検討として両方取り上げています。

また、資料2 - 2の西東京市の例で、なぜ全体で11.5%も減ったかといったところでは、ごみになるものをもらわない、出さないといったことが意識として働いていると考えています。山谷会長も、その辺りを研究されていますので、補足していただければと思います。

会長

いろいろな発生抑制行動が考えられます。例えば、一戸建てで庭がある方は、日野市のケースもそうですが、市でアンケートを行うと、野菜くずなどを庭に埋めるということは多くの方がしているようです。もちろんコンポストを導入するという形もあるかもしれません。

それから皆さんのところも、カタログやダイレクトメールが送られてきますよね。こういうのも「お断り」と書いて投函すれば発送元に戻してくれて、次からは送ってきません。ワイシャツを買った時も紙袋、中の型、ピン、札がついています。これはいらないと、それだけを持って行く方が増えたところの洋品店の方が言っていました、マイバッグ持参から、いろいろなことがあります、発生抑制行動は起こっているのではないかと思います。ただ、これは個々の家庭の取り組みであり、中まで入っていくことはできませんので定量的な分析はできません。

実は、昨日すでに有料化しているある自治体で発生抑制の審議会がありました。どういう発生抑制行動がとられているか私の方でアンケート調査の原案を作りましたが、そのアンケートの制度設計で十幾つの発生抑制行動を挙げました。

最近のマンションではディスポーザーが付いているところもあり、いろいろなことが考えられます。そのアンケート調査も6月1日に発送するので、その自治体で了解をいただければ、この審議会でお示しすることもできると思います。

それから、西東京市の場合は、大体発生抑制行動と理解できますが、上越市の場合はすごいですよ

ね。

資料2 - 2の上越市ですが、東京23区や多摩地域と違い、地方都市なので一戸建てが圧倒的に多いです。庭に埋めるとか、それから高齢者が非常に多いということで、高齢者はものを大事にしますよね。それで、有料になったし、家も一戸建てで倉庫もあるので、排出しない、家の中に保留しておくという行動をとっているのではないかと考えています。地域によって大分、発生抑制行動も違ってくると思います。

委員

先ほどの1番と2番の問いに対しては課長と会長の説明でわかりました。3番の受益者負担と税負担の問題についても、目的は、そもそも意識を向上して資源循環型に向けて発生量を削減し、そのための手段として有料化があり、区としても検討に値するかと考えるというご発言は、よくわかりました。

最後に、6割が実施自治体ということですが、この4割、6割というのは、都道府県、それから全国の市町村が何千かあると思いますが、その6割とか4割と考えてよろしいですか。

清掃リサイクル課長

後ほど数字を披露したいと思いますが、市区町村の自治体の割合です。

委員

今までの質問や説明を聞いていますと、先に有料化ありきと聞こえて仕方がないです。

実は、ごみの有料化の問題は、先ほどの議論の一部にもありましたように、税負担でずっと続けるのか、あるいは受益者負担を一部導入するののかという議論にも当然なるわけですが、今まで議論されているのは、全国の市町村といっても1,800市町村ですよ。その6割で約1,000を超えるぐらいでしょうか。

でも、東京23区というのは、地方自治法でも特別です。23区の他の自治体はどうですか。どこもまだ導入していないと思いますが、今の議論の進捗状況、そこらご説明ください。

清掃リサイクル課長

それについては第5回会議の資料4で説明いたしましたが、有料化に向け検討している区もあります。全然検討していない区もあります。また、実際に、有料化している区はありません。

練馬区が、最初に踏み切れるかということ、それはなかなか難しいと思っています。特に今、高橋委員からお話があったように、区が行っているのは収集・運搬業務で、焼却処理や破碎処理は東京二十三区清掃一部事務組合で行っています。燃やした灰や不燃物等の埋め立ての最終処分は東京都が行っています。

東京二十三区清掃一部事務組合へ各区が分担金で約20億を超える金額の処理経費を払っています。区としては、これまで、ごみ・資源等の排出抑制、減らしていく、そこにかかる経費をできるだけリサイクルに回す、有効利用を図るということで、そうした経費のこれまでの経緯を見ても、どうしても容器包装リサイクルの収集等で、かなり経費がかかっています。

そうした部分では、全部を受益者負担で賄うということではなくても、発生抑制等の一助となる部分での検討には値するということでリサイクル推進計画の中にも取り入れましたが、今はあくまでも白紙の状況です。

様々なところから意見をいただく中で、今後どんな形でやっていくか、検討の一助にさせていただければということです。あくまでも、前提として有料化ありきの議論をしていただくということで考えているわけではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員

今の回答を受けて安心しました。

といいますのは、先だって東京都町会連合会の会合があり、何人かの区の町会連合会の町会長と話をしました。

「議論はしているが、実態はなかなかだよ」「そう簡単ではないよね、練馬区はどうか」「いや、実は来週、そういう検討会があるのだよ」と、そういうレベルです。

そして次回は西東京市の視察なので、「随分早いね」と。今まで練馬区は、他のいろいろなことでも、決して23区のトップを走ったことはないのです。大体トップグループの5番目ぐらいを走っているのです。

会長が推進派であることはよく存じ上げてますが、東京23区は、同じ東京都でも市町村とは少し事情が違うということを踏まえてやらないと、これは区民から総スカンを食ったら大変なことになる。

区民から総スカンを食わないで、区民からいかに理解を得るか。ごみの抑制は大賛成、何とかしなければいけない。でも、だからといって有料化と結びつけてしまうと、本来、抑制化のところでも、ごみをどこが一番出しているのかといたら、毎日の買い物から出てくる。特にスーパー等から出てくるのが多いです。量り売りや1本売りが少しずつ普及していますが、片一方で袋詰めしており、なかなか進まないというのが現状です。

そういう現場を踏まえて考えるといきなり有料化の議論をここでやるのはどうかなと。むしろ発生の抑制化、やるべきことがまだまだいっぱいあるのではという感じがします。

環境部長

前回の会議でも申し上げましたが、「練馬区として、有料化をぜひやりたいので検討してください」と、こういうスタンスではありません。

今回、区長は三選しましたが、例えば、これを政策として打ち出して選挙に出るということもありませんが、早く有料化をやれとか、そういった下命も受けていません。

有料化というのは全国的な流れの中で、一つの方策であるけれども、委員からもお話がありましたが、目的は、ごみの減量化と資源循環の拡大・充実です。ここのための一つの手段、選択として有料化もあるだろうと。既に検討している区もあるので、そこを全く練馬区は知りませんというわけにはいきません。

決して、有料化をするために会長や副会長にお願いしたというスタンスは持っていません。様々なリサイクル行政等に見識の高いお2人をお願いしたということですので、自由に議論していただきたいと思います。

最近、資源化を進めている全国の自治体の中では、資源を多く出してくる方に、ポイント制でその自治体の共通商品券を渡しているところもあるようです。ごみ減量に努力した人にインセンティブが働くような方策です。

税で取るか手数料で取るかという議論がありましたが、逆のインセンティブなことも含めて、減量化に資する方策が他にあれば、それを積極的にやっていこうと思います。

今日の資料は、そういう意味では非常に先を走っているというのは、私自身も個人的には感じていますが、いろいろなスケジュールがあるものですから、次回、皆さん方に西東京市を見ていただいて自由に議論していただきたいと思います。

委員

練馬区もいろいろな形で今、区民の方たちに協力をいただいて、どんどんごみが減っている状態だと思います。そこで有料化を持ち出す必要はないのではないか。というのは、西東京市の例でも出ていますが約5億円の費用が余分にかかっています。それで、収入は4億7,000万円なので、2,500万円の持ち出しです。

西東京市の人口は20万人です。練馬区は70万人です。そうすると、練馬区で実施したら、簡単にい

うとプラス1億円の税金が出て行きますよという議論になるわけですよ。逆に言えば1億円かけて一生懸命ごみを減量させることをした方がいいのではないかと私は思います。

会長

今のところですが、有料化をしたから費用が増えたということではなくて、有料化と同時期にプラスチックの分別収集や戸別収集に取り組んだので、費用が増えたということです。

練馬区の場合は、容器包装プラスチックの分別収集をすでに取り組んでいますので、そのところを認識しておいていただきたいと思います。

委員

それですとこの提案の仕方は違ってきていますよね。この辺は注意していただかないと。我々は、出された資料で議論するので、こういう費用がこれだけかかり、そして、その他にこれだけかかったという議論でないと、私たちも議論が違ってきてしまいますのでお願いします。

委員

有料化にしても戸別収集にしても、不法投棄にしても、しばらくは調査・研究がどうしても必要かと思えます。

今、部長から話があったように、今すぐ有料化云々とかそういうことではなくて、いろいろな事例を研究する必要があると思えます。例えば、東村山市が有料化になった時に、一時的に30%のごみ減量があって、それと同時に不法投棄が増えたかということ、全然そんな話は我々の耳に入ってこない。「有料化＝不法投棄」という構図も崩れるわけです。そういう固定概念を持って考え始めると、また間違いのもとです。

では、有料化になったら不法投棄が増えたのかどうか、他の市町村の例をよく研究する必要があると思います。戸別収集も、今は品川区の一部と北区の一部で行われています。これは、都営住宅、いわゆる団地のエレベーターのない3階、4階に住んでいる高齢者の方がごみだけを持って階段を昇り降りすることについては非常に不便だということで、品川区も北区も区民サービスの一環として、その一部分だけ戸別収集をしています。だからといって、他の一戸建ての住宅地の方が、「うちも戸別収集やってくれ」という話は聞いたことがないです。

全部を有料化するとか、全部を戸別収集するとか、そういう考えも、またそこで崩れてくるわけです。そういう意味で、いろいろな事例をどんどん挙げて、区と私たちが一体となって調査・研究をより深く進める時かなと考えております。

委員

この資料の中で、アンケートでは不法投棄のことをかなり書いていますが、不法投棄がどれだけ出たのかというデータをお願いします。

今でも、自転車や電化製品が、かなり道路にも捨てられていて、そのまま半年以上置いてあったりすることをよく見かけますが、仮に生ごみであれば、2、3日置いてあったってたまらないですから。

清掃リサイクル課長

前回の会議の中で、不法投棄対策に対する調査をして、資料として出してほしいという要望をいただいているのは承知しています。次回が視察ですので、その次の会議には用意したいと思えます。

第3次一般廃棄物処理基本計画の57ページのところに、練馬区内の不法投棄件数の推移で折れ線グラフを掲載しています。残念ながら平成21年度は、前年と比べて2割以上も増えています。

先ほど五十嵐委員から、「決してそういうところではない自治体もあります」といった紹介もありました。私どもも、自治体等の実態の聞き取りの中で、適切な資料の作成に務めたいと考えています。

委員

家庭ごみ有料化の検討に入る前に、究極の目的というのは何なのだろうということを思いました。

部長、課長の話聞いて、埋め立てや税金の話がありました。7年前ぐらいに、東京青年会議所練馬区委員会に所属していた時に、家庭ごみ減量化についての事業を光が丘でやりました。

その時に、当時の課長といろいろ話している中で、家庭ごみの有料化というのは、最終的には東京湾の埋立地の問題であり、このままいくとなくなってしまう。その後はまだ決まっていなくて、そういう問題があるから減量しなければいけないので、その中で有料化の話も出てくるであろうという話をしていて、そういう目的があって事業をやりました。

今も東京湾の埋立地というのは、そういう状況なのかどうか。それであれば、そういったことを言ってくれた方が、検討しやすいと思いますが、どうでしょうか。

清掃リサイクル課長

第3次一般廃棄物処理基本計画の冊子の18ページのところで、埋立処分場はこのところごみが減っていますので、前に言われていた危機的な状況よりは多少よくなり、今は、「おおむね50年」と言われています。

ただ、東京湾で埋め立てる場所が中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場以外にはないというのが現状です。それをどう延ばしていくかといえば、ごみを減らしていくしかないといったところです。

また、ごみを燃やす処理、サーマルリサイクルもそうですが、二酸化炭素の排出や環境負荷の少ない循環型社会を実現するには、平成32年度の目標値はなかなか達成できる数字ではないと考えています。

しかし、この数字を達成しないとすれば、これから未来の子どもたちにつなげる地球環境等の問題の中で課題があると考えています。この審議会で様々な意見をいただく中で、区も、それを参考にしながら考えていきたいと思っています。

環境部長

当時の課長の話は、ある意味そのとおりだと思っています。それが最終的な目的であれば、練馬区だけではなくて、埋立処分場を使っている東京23区全体で、この有料化の議論をしないと意味がありません。

練馬区と中野区だけが有料化して、他の区は検討していませんということでは全然意味がありません。そういった部分では、先ほど委員からも指摘がありましたが、23区の特殊性という部分も残っています。

ただ、処分場が幾らでもあり、幾ら埋め立てても問題がないのであれば、ごみを減量化しないでもいいとは、誰もそんなことを思う人はいません。最終的な目標は、何度も議論が出ていますが、減量化と資源循環の推進という、ここに行き着くと思っています。

環境部の立場から言うと、先ほどプラスチックの食品の汚れの話がありました。洗って、できるだけきれいにしておいて出すという方がいらっしゃいますし、地方へ行くと納豆の容器まできれいに洗って出させている自治体もあります。

その部分だけを見ると非常にすばらしいですが、環境負荷、温暖化という部分で見たらどうなのか、それだけ水をたくさん使っているのです。そういう側面もあるので、この議論は、非常に複雑な議論になってしまいます。

委員

東京23区の特殊性について話が出ていますが、23区の特殊性とは何なのかよくわからないのですが。

また一方、海外でもドイツの例で、有料化がスムーズに行っていて、外国では有料化は当たり前だという話を会長からも聞いたことがあります。

外国では、都市部と郊外でどう違うのか、一緒なのか。外国の都市部でも有料化している場合には、どういう形の中でそれができているのかということを知りたいことと、もう一つは、費用というものをどうするのか。

ごみの減量と循環型社会を、両方のことで考えているということですが、当然ながらコスト負担の問題が出てきます。今日だけの議論ではなくて、10年、20年後の社会の議論につなげていく話にしていかなければいけないと思いますので、その辺を教えていただきたいと思います。

清掃リサイクル課長

23区は、収集・運搬だけが区の業務であり、処理・処分は東京二十三区清掃一部事務組合と東京都とで分かれているところが、一番違います。有料化している自治体は、最終埋立処分まで含めて、自分のところですべてをやらなければならない。非常に困った状態の中で踏み切ったところが、これまで多かったと認識しています。

そうした部分では、練馬区だけがこうすればいいという話ではなく、23区全体で東京二十三区清掃一部事務組合での中間処理の問題も含めて足並みをそろえてやっていくことが、重要なことと考えています。

費用負担の部分では、ドイツではフルコストで負担してもらっている。受益者負担では、ごみを出す人がごみの処分にかかる経費すべてを負担するとなると、本来ならすごい経費になってしまいます。これまで税でやってきた部分の中で、ごみを減らすというインセンティブに働くような施策としてどういう位置づけが必要なのか、例えば1割という負担でいいのか、それでもまだ高いのかもしれません。

様々な議論の一助となる資料を、できるだけ提供する中で、皆さんからご意見をいただければと考えています。

会長

地域特性ということですが、最終処分場の切迫の度合いの違いというのが出ています。全国で見ても、それは言えると思います。

日の出町の埋立処分場、あそこは非常に限界があって、どういうふうに減らすかということが大きな問題でした。23区の場合は東京都が処分場を持っているので、海側ということで、場所の確保は比較的多摩地区よりはやりやすい。この違いは非常に大きかったと思います。

谷戸沢処分場、二ツ塚処分場の場合は、大きな社会的摩擦も生じていて、何とか減量しなければということで、東京都市長会の2001年の「有料化合意」があり、これが一つのきっかけになったのではないかと思います。

負担ということですが、日本の場合は、正確に言うと「一部有料化」です。これは、受益者負担の要素を少し取り入れるということですが、処理コストも下がってきているので平均すれば2割ぐらいということでしょうか。8割の部分は引き続き税金負担です。

要するに、ごみの処理コストが見えるようにするということです。無料だと、なかなか自分が出したごみの処理にコストがかかっている、税金負担を生じさせているということが見えないのです。出しておけば持って行ってくれるので、ごみへの関心も非常に薄れているという、要するに隠れたコストです。隠れていたコストが見えるようにして、自分の出すごみの処理にはコストがかかっていることを認識してもらうことは、非常に重要なところだと思います。

ごみについての意識を高められるようにするという、ここが非常に重要。それから、コスト負担の公平ということ。その辺が有料化で重要な効果だと思います。

事務局の資料で国の基本方針が出ていません。これは、ごみ処理費の負担について検討する場合は、最初に出した方がいいと思います。廃棄物処理法では国に対して廃棄物処理の基本方針を定めることを義務づけております。それに則って、廃棄物処理基本方針というものを国は定めております。

昨年、改正されましたが、この基本方針では、「地方公共団体は、ごみ処理について有料化すべきで

ある」とはっきり言っています。これを受けて、どの自治体もごみ処理費用の負担のあり方について検討をすることを求められているわけです。

我々は地方分権の中で、その自治体、そして市民が負担のあり方を決めればよい。私は、この循環型社会推進会議の中ではコーディネートをする立場であって、有料化について、この辺のデータはないかということがあれば、私の方でアドバイスをするのが役割だと思っています。強引に有料化の方へ引っ張っていくことは毛頭考えておりませんので、念のために申し上げておきます。

委員

今、有料化をするのに、どういうデータがあったら判断ができるのかというのは非常に難しいのではないかと思います。特に、資料1の7ページで、ごみ袋有料化で、いろいろな配慮すべき点という形で書いていますが、例えば、「手数料の使い道を明らかにすること」ということで、資料2の7番のごみ処理費のところでは5億円かかるけれども、4億7,000万円を回収するという形で書いてありますが、これは単に西東京市だけの話です。実際にいろいろなところで有料化しているので、その辺が、本当に費用対効果も含めては一体どういう実態なのかと。

例えば、練馬区で実施した時に、1億円かかるのではないかという話がありましたが、本当に1億円で済むのかという予測を含めて、データとしてある程度出てくれば判断しやすくなるのではないかと思います。

練馬区光が丘の集合住宅では、全部ステーションでゴミを集めていると思います。では、戸別収集をするときに、西東京市みたいな形では多分できないと思います。どういう管理をするのか。特に、マンモスの集合団地のところを、もし戸別収集するということであれば、どういう対策をされるのか、その辺も打ち出さないと判断ができないのではないかと思います。

いろいろな意味でもう少し実態の調査と、こういう問題が出てくるという予測されるものに対する対応策など、まとめていただければと思います。

会長

今までの意見について全国的なところを、私から話をして、練馬区については課長の方から話をいただければと思います。

先ほど、委員から「地域特性」ということが出ましたが、これは非常に重要なところです。その地域、地域で、自治体によって有料化をして得られる効果というのは随分違ってきます。

大きな効果が上がったところを紹介すると、多摩地域の八王子市ですが、55万人ぐらいの一番大きな都市ですが、ここでは、4工場体制でゴミを処理しています。ゴミ量が20数%減ってきているので、その中の館清掃工場が老朽化して、建て替えなければならないので3工場体制でいけると。建て替えるには100億円以上のお金がかかるところを、もう既に休止していますが、これは廃止でいけると。

もっと大きな効果があつたところは札幌市で、この有料化には私も随分協力をしました。有料化に反対する最大野党の幹部の人達といろいろな意見交換をしました。議会で集中審議をすることになり、陳述人もしました。

札幌市は、4工場体制です。190万人の都市ですから1工場の容量も大きいです。郊外にある篠路清掃工場を3月に休止しました。ゴミ量が34.5%減量しています。

これも老朽化して建て替えなければならないところですが、工場の建替えには370億円かかります。そして、運転費も年間で10億円近くかかり、大変な経費節減効果が得られたということです。

ただ、全部がそういう状況ではありません。中間処理施設や最終処分場の状況によって、そんなに大きな効果が得られるとは限らないケースもあります。ただ、西東京市の場合も、長い目で見れば経費の削減効果は出ると思います。

例えば、収集運搬費なども、すぐには出ないわけです。何年間かの契約で、その契約が切れた更新の時に量が減っていれば削減することができるし、中間処理は、今は東久留米、清瀬の3市で一緒に行っています。

3市で処理費用の負担をしていますが、ごみ量が減ると負担金も減ってきます。ただ、これは前々年度の実績に応じてということなので、これで1,000万円くらい削減されました。

それから、最終処分場の二ツ塚処分場についても、前々年度の実績ということもあり、だんだんと、効果が現れてくると思います。

それから、現在存在する中間処理施設、焼却施設でも、いずれ老朽化して、建て替えるときにキャパシティを小さくして建設費を削減できます。そういう例としては、例えば、日野市があります。日野市も、清掃工場が老朽化して建て替えなければいけないのですが、ごみ量が5割近く減って、随分キャパシティを小さくして数十億円の経費を削減できそうだと書いていました。

その自治体が置かれた状況によって大分違ってきます。ゆっくりと経費節減効果が出てくる西東京市のような自治体もあります。

清掃リサイクル課長

練馬区の実態として、清掃リサイクル費が100億円ぐらいかかっています。同規模の区との比較をしながら、参考になる資料を次々回の会議で出し、議論をしていただきたいと思います。

委員

練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画についてお聞きします。この基本計画の43ページで環境負荷の低減の評価結果として、分別回収した場合の評価と、焼却処理した場合の評価で、だからCO₂の削減になるという結論だけが出ています。この分の詳細なデータについては前回の資料2、基本計画案の60、61ページに書かれていて、この件については、前回も私が質問して、前任の方からお答えをいただきましたが、これを読んでいて、何かおかしい、資料を受け取ったときからおかしい。質問をしても何か変だなという感触が消えなかったのです。会議が終わってからようやくわかりまして、今日お聞きするわけです。

容器包装プラスチックを分別回収すると、 CO_2 の排出があるけれども、 CO_2 で大きく削減の効果があるが、それに対して、可燃ごみとして焼却してしまうと、 CO_2 と発生して、 CO_2 の発電による二酸化炭素控除量、つまり削減もされるけれども、トータルではこんなに多いというデータがありますが、この表を見ていて何かおかしいと思ったのは、清掃工場での発電としか書いていないのです。

光が丘団地の場合であれば給湯設備が全部通っているはずですが。その給湯のことについて一言も触れていないので、この部分があれば、もっと二酸化炭素控除量が増えると思うのです。そうすると、分別回収と焼却にはこんな差がないはずですが。そこどころがなぜないのか、また、データとしては当然、焼却場で処理しているわけですから計測していると思います。

この点について、お聞きします。

事務局

これを作成するに当たって、CO₂の発生について、発電のみに特化をして作りました。それで、容器包装プラスチックを燃やした場合にCO₂がどれだけ出るのか、または、分別回収して燃やさないで済む場合には、燃やした時と比べてどれだけ差があって、発生しないかという観点で作った資料です。

委員

今のは全然回答になっていない発言で、何で発電に特化して比較ができるのかということについては全く無意味な発言だと思います。

私が調べたところでは、この光が丘ですが、東京熱供給株式会社が住宅1万2,000戸、業務施設60か所に給湯を行っていて、発電後の復水排熱で55程度と書いてあります。かなり、これは熱源としてカロリーが高い。ここから、業務用に温水を、それから家庭用に配っていますので、このデータを入れない限りは両方の比較というのは意味をなさないのです。そうしますと、基本計画の43ページ

での森林面積の換算は全く無意味だと思います。

事務局

練馬区のごみについては、光が丘清掃工場のみには搬入しているわけではなくて、他の清掃工場にも搬入しております。そういった観点でいうと、23区の清掃工場に搬入した量と、それが練馬区のごみの割合を算定するというのであれば、光が丘清掃工場に搬入しているのは練馬区、中野区、板橋区のごみが入っています。

すべてが練馬区のごみで熱供給されているわけではないとご理解いただければと思います。

委員

そうしますと、分別回収した場合の削減量というのも練馬区だけではないわけですか。

事務局

分別回収した場合は、練馬区で分別して燃やさないで済む量と考えていただければと思います。

委員

それは、比較としてかなり無理があり、しかも、基本計画の43ページの書き方は、そういうことを一言も触れていないので、両方の結論だけ出してきて、森林面積に換算するとこんなに効果があるというデータの扱いは不適切だと思います。

この議論は、分別の方法がよくないとか焼却を全部しろとかと言っているわけではなくて、これを見たときに何人かの方は疑問を持たれる可能性があると思います。

前回、委員の発言で、大変印象に残ったのは、「問題のあるところは発言して、議事録に残しておかなければいけない」との発言がありましたので、あえてこの点について触れております。

環境部長

今、委員のご指摘にあったCO₂の捉え方については、光が丘清掃工場のように、団地の熱供給で使っている部分、地区区民館あるいはプール等で使っている部分等の特殊要因があります。ここの算定が、どういう形でやっているかを含めて、計画はすでに策定し公開しているので、この部分だけの訂正等ではできませんが、計算根拠については補足資料を作ります。

環境負荷の面からは、水を使った場合、それを熱に交換した場合、更に他に回した場合と、どこまで捉えるのか、なかなか難しい部分があります。特に清掃事業の場合については、清掃工場によっては、その部分をやっていないところもあるので、他の区のごみも混入しているという一定の幾つかの前提をつくった上で推計しているところがあるので、その前提でご理解いただければと思います。

副会長

有料化の問題は非常に難しいので、これから議論していかなければいけないと思います。委員からも、「何のために減量するのか」という意見が出ましたが、減量することによる効果を、もう少しいろいろな視点から捉えておくことが一方で必要だと思います。

ごみの処理量をとにかく減らすということが非常に重要です。そういう意味では、社会的費用を最小化していくことがごみ処理の共通の目標になっています。社会的費用というのは、具体的に言えば、いわゆる処理費用、具体的な経費です。それと、もう一つは環境負荷です。

最近、特に地球温暖化の問題も含めて、焼却量を減らしていくことも非常に大きな問題になっています。単に焼却炉だけではなくて、ごみ問題の過程を含めて、資源の有効利用を含めた形での環境負荷を減らしていくということが大きな共通課題になっています。

その場合に、これは有料化とは少し違う視点ですが、有料化の問題に絡んでくる問題としては、ごみ処理費用を誰が負担するのかが、この背景にはあると思います。ごみ有料化の時にも、税金で負担

すべきなのか、手数料で負担すべきなのか、端的にそういう議論が出ますが、例えばリサイクル費用は事業者が負担するのか、消費者が負担するのか、自治体が負担するのかという議論が行われています。いわゆる拡大生産者責任ということで、リサイクルの費用は事業者が負担をしていくべきだという考えが出てきています。消費者が税金で払うのか、あるいは買ったときの購入価格の自分の対価として払うのかという違いになってきます。

そういう、だれが負担するのかということの考え方を整理していかなければならない時だと思います。

世界的に言うと、ヨーロッパは都市ごみという言い方をしていますが、日本では生活ごみと言っています。生活ごみというのは狭い意味での日常生活ではなくて、事業系の商業活動も含めた都市活動のごみという意味ですが、いずれにしても、都市ごみ、あるいは生活ごみは自治体に処理義務があって、自治体の税金でやっています。それは無料でやってきたということですが、今それでいいのかということが問い直されてきており、そういう中で有料化ということが出てきていますよね。

そういう視点で、ごみの処理というのは、生活する上で共通の問題だから、税金で処理すべきだということでしたが、環境問題も含めて、ごみが個々の生活の形態、あるいは意識の仕方によって、ごみの出し方が随分変わってくるとすると、一律に税金で負担していいのかということだと思います。「負担の公平化」ということが最近言われているのは、多分そういうことからだと思います。

いろいろな角度から有料化ということを考えていく。その上で、一つはごみ処理費用が具体的にどう変わっていくのかというのはコストの数値的な把握、あるいは環境負荷に対する数値的な把握ということも、バックボーンとしては必要なので、そういったデータも、審議の中では事務局で用意していただく必要があるのかなと思います。

総合的に、有料化ありきでスタートすべきではないと思いますが、ごみを減らしていくことは今、絶対的に必要なことです。それも、悠長にはではなくて、かなりドラスティックに減らしていかなければいけない。その減らすための手段としては、どういう方法で減らしていくのがいいのかということだと思います。

経験則的には、有料化というのは、かなり刺激的な削減策であることには間違いありません。ただ、それは、一方的に負担の問題が伴いますから、そう簡単に割り切っていいのか、これからの議論の課題だと思います。

委員

資料2の、平成32年度の目標値の発生抑制のところ、ごみが減るといのはわかりますが、資源は15%の増加と掲げられています。現状では、紙は需要がどんどん減り、電子書籍等が出てきて、発生は非常に減っています。資源の増加というのは、何の増加を数値に入れ込んでいるのかを知りたいのが1点。

それと、資料2 - 3の7番のごみ処理経費、「有料化による家庭ごみ処理手数料と、金属類・廃食用油の売払収入」という言葉が書かれていますが、練馬区の場合は、売れる金属が、そのまま粗大ごみ破砕処理施設から中央防波堤外側埋立処分場に運ばれていますが、今後、売れる金属に関して、区として売り払うということは考えているのかいないのか、この2点をお聞きします。

事務局

資源量ですが、これは、区が収集している資源すべてを含みます。古紙から始まって、びん・かん・ペット、その他、古布等まで入ります。

なお、これについては、現在、可燃ごみ等に含まれている資源化可能物から分別させて、資源として出させるという方針も考えていますので、そういったもので198gに増やす目標値になっています。

清掃リサイクル課長

2点目の、特に家庭から出る電気製品等の金属类等、今回、平成23年度の新たな施策として都市鉞

山の発掘のような形で打ち出したものがあります。

例えば携帯電話やゲーム類を分別回収し、その中から有用な金属類については分別して、それを売却処分することを今年度の秋ぐらいから、資源循環センターで実施するために現在準備を進めております。

委員

小型家電ではなくて、私が言ったのは、例えばスチールのロッカーなどの鉄です。西東京市は金属類を売っているわけですね。練馬区の場合は、スチールだとか、そういった棚とかを売る気があるのか、ないのか。

清掃リサイクル課長

今現在は、粗大ごみで収集している位置づけになってはいますが、当然、スチールでできたものを分別してリサイクルに回すことは、必要なことだと考えていますがその方向性については検討させていただきたいと思います。

委員

容器包装プラスチックの出し方について、我々、練馬区リサイクル事業協同組合としてリサイクルで処理を行っていますが、まだまだ予定数に達していない。もっと周知していただくような努力が必要ではないかと思います。

また、古紙の資源の抜き取り行為は、私は東京都の社団法人リサイクル事業協会の理事をやっていますが、東京都一般廃棄物対策課と昨年からの抜き取り問題対策協議会を設立しました。

基本的には業界の問題ですが、一部の業者のために区民の方からも多大なお叱りが区の方にも行っていると思います。問屋業、製紙メーカー、回収業界の業者であるということを証明するステッカーを張ったりするなどの方策も考えながら取り組んでいきます。

ただ、資源の抜き取りに関しては、練馬区でも今後の対策を練っていただければありがたいと思っています。

委員

ごみの減量化や資源化に対して、他の自治体はどんなインセンティブを与えているのかということをご参考として教えていただきたいと思います。

清掃リサイクル課長

詳しくは、次々回の会議に用意しますが、例えば、資源の集団回収を行っている団体に1kg6円の報奨金を支払っている事業はどこの自治体もやっていると思います。

空き缶などを機械に戻すと5円が出てくる方式なども資源回収の一助的なことでやっている自治体もあると聞いています。

委員

ごみの減量化については関町リサイクルセンターができた時から区民レベルでできることを皆さんに発信していくという形で、様々な方法を提案してきております。

10年前にドイツに行き、去年、一昨年もドイツに行って、地域によって回収方法も違うので、それをイコール練馬区ということは全然考えておりませんが、どこの地区に行っても、私たちごみを減量する立場と、それから一般市民との差が同じだということです。ごみを減量するとき、何年前にもこれからの課題として有料化ということが出ましたが、私たちがごみを減量することによって、有料化しないということもあり得ると思います。

それと、もう一つ、私たち市民レベルでできることは、集団回収は町会・自治会だけではない。私

も一つグループを持って、こちらに集団回収の登録をして、区の補助金をいただいて、一昨年の11月からやっています。

私たちが、ごみの減量と環境負荷という形の中でできること、それから、次世代にそれをつなげていこうということを、市民レベルで今後ともやっていきたいと思えます

委員

副会長から、「有料化はいろいろな角度から考えなければいけない」と、まさにそのとおりで、これから調査研究がますます必要だと思っています。

家庭ごみの捨て方は、一人ひとりのモラルがはっきり表れてくるのです。それで、今現在、私どもが家庭ごみを収集すると、可燃の日に冬場はガスボンベと一緒に入っているわけです。一緒に巻き込んでしまい、それで、巻き込む時の摩擦熱で、中で爆破が起きて火災が起き、車はほとんど使えなくなります。そういうモラルの問題があります。

集積所では、後出しでゴミが出されれば、そのためだけに車を出して収集しに行くということで、こういうモラルというもの、有料化とモラルという因果関係といえますか、そういう視点も一緒に考えていただければありがたいです。

委員

資料2 - 2のところ、ごみの量は1人1日当たりg /人という形で書いてあり、下のところでは40 当たり80円、20 当たり40円という形で書いてありますが、これでは全く換算できないので、これを年間にして、一家庭でどれぐらいの量になるのか出していただきたいと思えます。

会長

換算をする必要はないと思えます。実際に有料化しているのは袋の値段ということですので。

委員

そういう意味ではなく、実際に有料化したら、一家庭当たりどれぐらいの費用を負担しなければいけないのかというのが全くわかりません。それを出していただいたら、判断基準になるのではないかと思えます。

会長

そのとおりですね。

資料2 - 1の、3ページのところに出っていますが、これは、いろいろな有料化した自治体の減量効果ですが、いつ有料化を導入したのかが、ここでは見て取れない。

もう一つは、手数料水準の違いもここには出ていないということで、非常にこれは大ざっぱなものです。また、その点で、手数料水準を横軸で、縦軸に減量効果というものもありますので、また、追って事務局で用意していただきたいと思えます。

時間が超過しましたので、いろいろなご質問は次々回の会議に出していただき、これで(2)(3)の議題は終わりとさせていただきます。

次回の開催日程を事務局からお願いします。

清掃リサイクル課長から資料3について説明した。

会長

本日の議事はすべて終了しましたので、第6回循環型社会推進会議をこれで終了いたします。